排水・用水用オゾン処理装置―仕様項目及びオゾン濃度測定方法	B9946
燃料用エタノール	K2190
原油及び石油製品―密度の求め方―第１部：振動法	K2249―１
原油及び石油製品―密度の求め方―第２部：浮ひょう法	K2249―２
原油及び石油製品―密度の求め方―第３部：ピクノメータ法	K2249―３
原油及び石油製品―密度の求め方―第４部：密度・質量・容量換算表	K2249―４
スポーツ照明基準	Z9127

２．改正された日本工業規格

空気圧―空気圧用ルブリケーター第１部：供給者の文書に表示する主要特性及び製品表示要求事項	B8378―１
油圧―容積式ポンプ，モータ及び一体形トランスミッション―定常状態における性能測定方法	B8384
自動車部品―スピードメーター―校正方法	D1011
熱間圧延軟鋼板及び鋼帯	G3131
橋梁用高降伏点鋼板	G3140
溶融アルミニウムめっき鋼板及び鋼帯	G3314
ボイラ・熱交換器用炭素鋼鋼管	G3461
ボイラ・熱交換器用合金鋼鋼管	G3462
ボイラ・熱交換器用ステンレス鋼鋼管	G3463
低温熱交換器用鋼管	G3464
加熱炉用鋼管	G3467
鉄塔用高張力鋼管	G3474
建築構造用炭素鋼鋼管	G3475
燃料ガス及び天然ガス―分析・試験方法	K2301
加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの酸素指数法による燃焼性試験方法	K6269
普通れんが及び化粧れんが	R1250
フロート板ガラス及び磨き板ガラス	R3202
鏡材	R3220
ゴム切断といし	R6215
人造黒鉛丸形電極のテーパねじの角度及び有効径測定方法	R7202
ガイガー・ミュラー計数管	Z4202
据置形β線用物品表面汚染モニタ	Z4337

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成23年11月21日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 23 年 11 月 21 日

経済産業大臣　枝野　幸男

記

廃止された日本工業規格

日本語ワードプロセッサ用語	B0191
エアドライヤ―第２部：性能等級	B8391―２
走行式防除機の仕様書様式	B9222
日本語ワードプロセッサ通則	B9529
原油及び石油製品―密度試験方法及び密度・質量・容量換算表	K2249
集じん用処理ガラスクロス	R3421
膜材料用無処理ガラスクロス	R3424
表面ばり用ガラスクロス	R3425
高純度黒鉛素材	R7221
屋外テニスコート及び屋外野球場の照明基準	Z9120
屋外陸上競技場、屋外サッカー場及びラグビー場の照明基準	Z9121
屋内運動場の照明基準	Z9122
屋外、屋内の水泳プールの照明基準	Z9123
スキー場及びアイススケート場の照明基準	Z9124

標準仕様書（ＴＳ）の公表について

日本工業標準調査会の審議を経て、平成23年11月21日に下記の標準仕様書（ＴＳ）を公表した。

平成 23 年 11 月 21 日

経済産業大臣　枝野　幸男

記

１．ＴＳ名称及び番号

公表されたＴＳ名称及び番号

ナノテクノロジー―語彙―第３部：炭素のナノ物体	ＴＳ	Z0030―３

２．意見提出先

経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット産業基盤標準化推進室

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課においても閲覧に供する。

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

青森労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県鉄鋼業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 21 日

青森労働局長　鈴木　一光

第４号中「１時間767円」を「１時間770円」に改める。

青森労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 21 日

青森労働局長　鈴木　一光

第４号中「１時間702円」を「１時間705円」に改める。

青森労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県各種商品小売業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 21 日

青森労働局長　鈴木　一光

第４号中「１時間695円」を「１時間698円」に改める。

青森労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県自動車小売業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 21 日

青森労働局長　鈴木　一光

第４号中「１時間733円」を「１時間736円」に改める。

千葉労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 21 日

千葉労働局長　永山　寛幸

第４号中「１時間808円」を「１時間812円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月25日から効力を生ずる。

岡山労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県各種商品小売業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 21 日

岡山労働局長　大崎眞一郎

第４号中「１時間743円」を「１時間747円」に改める。

徳島労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金（平成20年徳島労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 21 日

徳島労働局長　加藤　敏彦

第４号中「１時間773円」を「１時間775円」に改める。